

第 10 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 12 月 11 日 (木) 14 時 01 分～15 時 07 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員 (16 名)

1 番委員	今井 由香里	2 番委員	今井 文雄	3 番委員	駒井 雄多
4 番委員	山口 知治	5 番委員	大川 哲彌	6 番委員	花田 昭二
7 番委員	花田 良造	8 番委員	対馬 忠法	10 番委員	外川 清孝
11 番委員	葛西 松静	12 番委員	工藤 守	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	小山内 知寛	16 番委員	葛西 雅博	17 番委員	古川 榮
19 番委員	高井 美奈子				

4 欠席農業委員 (3 名)

9 番委員	齋藤 美也子	15 番委員	木村 雅栄	18 番委員	桑田 久毅
-------	--------	--------	-------	--------	-------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (5 名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-3	小野 哲	平賀-5	谷川 一雄
尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均		

6 欠席農地利用最適化推進委員 (3 名)

平賀-2	阿部 功	平賀-4	齋藤 陽徳	碇ヶ関	平山 純一
------	------	------	-------	-----	-------

7 出席事務局職員 (6 名)

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主査	佐藤 千尋	主事	阿保 真心	碇ヶ関支局長補佐	成田 剛

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

議案第 30 号 令和 8 年平川市農作業標準賃金について

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 26 号 使用貸借合意解約書の受理について
報告第 27 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について

9 会議の概要

あいさつ	(省略)
農業委員会憲章 唱和（委員全員）	(省略) 【開会 14 時 04 分】
議長（今井龍美）	これより、第 10 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 2 番今井委員、3 番駒井委員の両名にお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議案説明のため、中畠事務局長、福士事務局長補佐、成田碇ヶ関支局長補佐、外川係長、佐藤主査、阿保主事の出席を求めました。書記には、成田碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。 それでは議案審議に入ります。 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 27 号から第 30 号の 4 件、ほかに報告が 4 件でございます。 現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。 はじめに、議案第 27 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、64 番から 4 ページの 70 番までは経営拡大、71 番から 5 ページの 74 番までは譲渡人の要望、75 番は新規就農によるものです。

件数は 12 件、面積 27,862 m²、田 12 筆 20,811 m²、畠 5 筆 7,051 m² です。

続いて、6 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、58 番から 7 ページの 61 番までは再設定、62 番から 9 ページの 63 番までは経営拡大、64 番は貸付人の要望によるものです。

件数は 7 件、面積 45,404 m²、田 24 筆 です。

続いて、10 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、7 番は貸付人の要望によるものです。

件数は 1 件、面積 1,083 m²、田 2 筆 979 m²、畠 1 筆 104 m² です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりません。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 64 番から 75 番について、賃貸借権設定の 60 番を除いた 58 番から 64 番について、使用貸借権設定の 7 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	次に、賃貸借権設定の 60 番については、4 番 山口委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、山口委員に退席を求めます。
	(山口委員 退席)
議長	それでは、60 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
	(「なし」 の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」 の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 山口委員の入室を許可します。
	(山口委員 着席)
議長	次に、議案第 28 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
外川係長	11 ページをご覧ください。 議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、12 ページをご覧ください。 7 番の申請地は 13 ページのとおり、平川市役所から東へ約 350 m に位置します。土地利用計画は 14 ページのとおり駐車場の造成です。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、議案第 28 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
	(「なし」 の声あり)

議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第 29 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤主査	15 ページをご覧ください。 議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。
	16 ページをご覧ください。 整理番号 24 番は、一括方式による賃貸借の利用権設定です。 申請事由は経営拡大によるものです。 件数は 1 件、面積 1,819 m ² 、田 4 筆 1,819 m ² です。 今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、利用権設定の 24 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第 30 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

議案第 30 号 令和 8 年 平川市農作業標準賃金について、このことについて別紙のとおり決定したいので審議を求めるもので

す。

18 ページをご覧ください。

こちらは、先般 11 月 20 日に今井会長、山口代理、事務局の 3 者で協議を行った結果であります。

議案の左側が令和 7 年の賃金・料金表として公表したもの、右側が変更案であり、太枠部分が昨年からの変更点となります。

右側、変更案の「1. 臨時雇用労賃」についてご説明します。

「全般」「一般作業」「その他一般作業」について、本県の最低賃金改正により昨年から 76 円増え 1 時間当たり「1,029 円」となったことから、これを 1 日 8 時間として換算し「8,232 円」、更に 100 円未満を切り上げて求めた額「8,300 円」が望ましいと考えます。

また、中段の「果樹のせん定」については、昨年額へ今回の最低賃金前年比 107.98% を乗じた額、11,100 円～13,900 円といたしました。昨年より 800 円～1,000 円の増額となります。

下段のオペレーターについては、市内農業団体 5 者へ調査したところ 3 者より回答があり、その平均は 1,361 円でした。この額に最低賃金前年比 107.98% を乗じて 100 円未満を切り上げた額、1,500 円を改定額として設定するものです。

次に「2. 請負料金」についてです。昨今の物価高の影響を受け、コンバインを除く全項目について増額検討することといたしました。右側の表中、上から耕起・代かき・田植えの各項目については、それぞれ 1 割程度の増となるよう、一律 500 円の増額といたしました。

稲刈り（コンバイン）については、周辺市町村及び市内農業団体の金額と比較しても比較的高値であることから、今回は現行のまま据え置きといたしました。

稻わら収集（ロールベーラー）については、市内の受託団体 3 者の最低価格 6,000 円まで引き上げ、1,000 円の増額といたしました。

畦塗り（畦塗機）については、周辺市町村の平均 43 円を改定額として設定するとともに、「～」の表記を撤廃いたしました。

りんご畑（スプレーヤー）については、物価高等の情勢を踏まえ、こちらも 1 割程度の増となるよう、500 円の増額といたしました。

最後に、左側の 2. 請負料金の表中、荒かきのみ及び代かきのみ、稲刈り（バインダー）、脱穀（ハーベスター）については、項目自体を削除することとなりました。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第 30 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、報告 4 件について、事務局に説明を求めます。

阿保主事 19 ページをご覧ください。

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

20 ページをご覧ください。

こちらは、令和 7 年 10 月から同年 11 月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。

件数は 18 件、面積 146,240 m²、田 35 筆、畑 66 筆 です。

続いて、21 ページをご覧ください。

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添 3：関連案件一覧と併せて、22 ページをご覧ください。

34 番から 36 番までは借受人の要望、37 番は借受人へ売却するため、38 番から 41 番までは他者へ売却するため解約するものです。

件数は 8 件、面積 29,399 m²、田 17 筆 21,730 m²、畑 6 筆 7,669 m² です。

続いて、24 ページをご覧ください。

報告第 26 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

25 ページをご覧ください。

13 番は他者へ売却するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 6,432 m²、畠 3 畠 です。

佐藤主査

26 ページをご覧ください。

報告第 27 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について、令和 6 年 1 月から令和 7 年 11 月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、別紙のとおりとなつていいるので報告するものです。

27 ページをご覧ください。

今回報告する賃借料情報は令和 6 年 1 月から令和 7 年 11 月までの 23 ヶ月間に賃貸借権設定を行った案件を集計した結果で、平均額、最高額、最低額、データ数（筆数）を表記しています。

水田について、平均額は平賀・尾上地域が 11,000 円、碇ヶ関地域と平賀地域の山間地が 7,700 円、畠については、普通畠が 11,100 円、樹園地が 10,800 円という結果になりました。

次に別添 4-1 をご覧ください。

この資料は、毎年農家の皆様へチラシとして提供している「農作業標準賃金・料金および賃借料情報参考額」の令和 8 年度（案）です。

本チラシにて提供予定の「参考額」については、先般 11 月 20 日に、会長、会長職務代理、事務局 3 者において協議した結果となっています。

それでは順番にご説明させていただきます。

初めに、「1 農作業標準賃金・料金」についてですが、先ほど議案第 30 号にて承認されておりますので説明を割愛させていただきます。

次に、「2 農地賃借料（10a 当たり）」をご覧ください。

「（1）水田の部」についてですが、ご覧のとおり、太枠で囲んで空白の状態にしております。

これまでには、当該年産米（まっしぐら）の玄米 1 倍当たりの価格を参考価格として記載しておりましたが、昨今の米価の急激な高騰により、本年と昨年の設定額とではその差が著しく大きく、農家の皆さまの混乱を招く恐れがあることから、本件については、農業委員・推進委員の皆さまのご意見を伺い、農業委員会の総意として公表したいということで空欄としております。

尚、「別添 4-2 「(1) 水田の部」表記比較一覧」については、価格決定の参考資料として添付しております。

最後に、別添 4-1 の「(2) 畑の部」についてですが、本件については、例年同様、前年 1 月から本年 11 月の 23 ヶ月間の賃借料実績の平均額を記載しております。

以上です。

事務局長

それでは「別添 4-2 「(1) 水田の部」表記比較一覧」をご覧ください。

事務局で「水田の部」の表記方法について 5 つ案をご用意いたしました。

上から順に内容をご説明いたします。

初めに①は、金額の表記をしないものになります。これは近年多く見られる取引「玄米 1 倍」の物納について、「玄米 1 倍相当」という表記をしたものです。

次に②は、近年の取引として多い「玄米 1 倍」について、令和 7 年産 JA1 等米の概算金を表記するものです。この公表の仕方は昨年と同じものですが、米価の高騰により、今回は 30,000 円になります。参考までに昨年の総会時点では 15,000 円であったため、2 倍の金額になったということになります。

次に③は、直近 3 年の JA1 等米における概算金の平均額の 100 円未満を四捨五入して表記するものです。

令和 5 年産米は 10,800 円、令和 6 年産米は 22,000 円、令和 7 年産は 30,000 円、平均額は 20,933 円となったため、表記額を 20,900 円としたものです。

次に④は、直近 5 年の JA1 等米における概算金の平均の 100 円未満を四捨五入して表記するものです。

令和 3 年産米は 8,000 円、令和 4 年産米は 9,300 円、令和 5 年産米は 10,800 円、令和 6 年産米は 22,000 円、令和 7 年産米は 30,000 円、平均額は 16,020 円となったため、表記額を 16,000 円としたものです。

最後に⑤は、直近 2 年の賃借料の平均を表記するものです。令和 6 年 1 月～令和 7 年 11 月の間に賃貸借権設定を行った契約の平均が、さきほどの議案にもありましたとおり、平賀・尾上地域の圃場整備済みの田では 11,000 円に、碇ヶ関及び平賀地域の山間地の田では 7,700 円になったためその金額を表記するというものであります。

昨今の米価の急激な高騰等により、出し手、受け手の公平性等を鑑み、公表する賃借料の設定が大変難しい状況になっている中

	で、事務局としては、③か④を推奨いたしますが、委員の皆様でご検討いただきますようお願いいたします。
議長	質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
8番 対馬委員	議長、8番
議長	8番、対馬委員
8番 対馬委員	8番、対馬です。私の個人的な意見ですと①のその年の概算金相当で良いと思います。 理由は、当該契約の賃貸借の料金の支払い時期は契約後の秋となることから、②の30,000円は7年産米の価格、つまり前年産米の価格となり、当年産米の価格と格差が生じることになるためです。
福士補佐	議長、事務局
議長	事務局
福士補佐	只今、ご意見を伺ったところでございますが、事務局として③か④を推奨する理由についてご説明させていただきます。 農地法第3条による賃貸借については「物納」が可能なため申請書へも「物納」または「1俵当たりの概算金額」という記載が可能ですが、中間管理事業による賃貸借については、「物納」「1俵当たりの概算金額」という記載が不可となり、契約金額の記載が必須となりました。 それにより、②の金額により契約すると、原則、契約期間満了まで同額の賃借料を支払うこととなり、昨今の米価変動への対応が困難であることから、過去の概算金額の平均となる③または④とすることで、その金額の格差を小さくすることが可能となると考えたためでございます。 尚、中間管理事業による賃貸借における賃借料については、出して、受け手、双方の合意による契約金額変更届の提出により変更が可能となっております。
10番 外川委員	議長、10番

議長	10 番、外川委員
10 番 外川委員	10 番外川です。私個人はりんご農家であり、りんごの価格は、昨今の米価のような大きな変動がないため、さほど影響はありませんが、市内米農家は、米価の変動に比例して、支出が大幅に増減することとなり、それに伴う事務手続き等も煩雑となることが推測されるため、当年産米玄米 1 俵当たり概算金額より貸借期間満了まで定額契約の方が良いのではないかと思います。
議長	8 番、対馬委員、いかがでしょうか。
8 番 対馬委員	外川委員がおっしゃるとおり、賃借料に係る支出は大幅に増減しますが、それに比例して収入も大幅に増減することから受け手としては、さほど影響はないものと考えます。
	なお、事務手続きについては確かに煩雑となるものの、出し手の意向等を考えると、①の当年産米玄米 1 俵概算金相当額が、双方にとって最も公平な金額となると思います。
事務局長	議長、事務局長
議長	事務局長
事務局長	只今のご意見より、水田の部については、①をベースに当年産玄米 1 俵又は 0.8 俵分の JA1 等米概算金と表記する形でいかがでしょうか。
議長	他に意見はございませんか。
	(「なし」の声あり)
	だいたい意見が出揃いましたので、①～⑤案のうち、挙手による多数決としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
	それでは①という方、挙手願います。
	(挙手)

ありがとうございました。
挙手数が出席委員の8割程度となりましたので、①案で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございました。
それでは、水田の部の令和8年の参考価格は①案としますので、事務局はもとより委員の皆様は、市民からの賃借料に係る相談等においては、参考価格は①案であるとの対応をお願いします。

議長 報告事項ではございますが、ほかに何か聞きたいことがありますらお願いします。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
よって、第10回総会を閉会いたします。

【閉会 15時07分】